

事 務 連 絡
令和 4 年 1 1 月 7 日

民間保育所設置者 殿

東京都福祉保健局少子社会対策部
保育支援課長 大村 顕子

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う令和 4 年度東京都保育士等キャリアアップ
補助金及び東京都保育サービス推進事業補助金の取扱いについて

平素より東京都の保育行政の推進に御協力賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響を考慮し、東京都保育士等キャリアアップ補助金及び東京都保育サービス推進事業補助金（以下、「本補助金等」とする。）について、当該年度限りの取扱いをお示ししました。

今年度につきましては、本補助金等に関して下記のとおり現時点での取扱いをお示いたします。また、下記でお示した本補助金等の取扱いについては、令和 4 年度（令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで）のみ適用となりますので、御留意ください。

ただし、以下の場合も、目的や対象者、算定方法、施設に備える書類等は各加算項目等説明資料のとおりとなります。

なお、これまで発出した事務連絡につきましては、都のホームページに掲載しておりますので、御参照ください。

（都 HP：<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/jigyo/kyaria-hoiku.html>）

記

1 東京都保育士等キャリアアップ補助金

（1）在籍児童数について

補助額算定の基礎となる入所児童数（在籍児童数）は、公定価格に準じて算定してください。

（2）福祉サービス第三者評価の受審について

令和 2 年度は、3 年に 1 度、福祉サービス第三者評価を受審及び公表しなければ補助額が 2 分の 1 に減額となる要件について、令和 2 年度が未受審 3 年目に当たる場合であっても、当該年度については受審及び公表を行わなくても減算とはならない取扱いとしておりましたが、今年度については、従前どおりの取扱いとさせていただきます。そのため、令和 4 年度が未受審 3 年目（もしくはそれ以上）に当たる場合は、補助額が 2 分の 1 に減額となりますので、御注意ください。

2 東京都保育サービス推進事業補助金

(1) 零歳児保育、分園設置、夜間保育

毎月初日の在籍対象児童数に基づき算定される加算です。そのため、新型コロナウイルス感染症による臨時休園又は新型コロナウイルス感染症への感染や濃厚接触者となったことに伴う登園の自粛等（以下、「臨時休園等」とする。）により1度も出席しなかった月がある児童であっても、対象としていただいで構いません。

(2) 延長保育事業

内閣府及び厚生労働省発出の令和2年4月17日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う子ども・子育て支援交付金の取扱いについて」（以下「国通知」という。）を踏まえ、各区市町村が、利用者の居宅等において見守りや相談支援等のできる限りの支援の提供を行ったと認め、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、子ども・子育て支援交付金の対象とした場合は、別紙に記載の算定方法により算定してください。

なお、子ども・子育て支援交付金の延長保育事業の算定方法については、各区市町村宛てにお問い合わせください。

(3) 一時預かり事業・定期利用保育事業及び病児・病後児保育事業

国通知を踏まえ、各区市町村が、利用者の居宅等において見守りや相談支援等のできる限りの支援の提供を行ったと認め、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、子ども・子育て支援交付金の対象とした場合は、子ども・子育て支援交付金の算定方法に準じて、延べ利用児童数を算定してください。また、都単独型一時預かり事業及び定期利用保育事業についても、同様に算定してください。

なお、子ども・子育て支援交付金の各事業の算定方法については、各区市町村宛てにお問い合わせください。

(4) 休日保育

各区市町村が、公定価格の「休日保育加算」の対象とした場合は、当該加算項目の延べ利用児童数についても公定価格の算定方法に準じて、算定してください。

(5) 障害児保育

毎月初日の対象利用児童数などに基づき算定される加算ですが、臨時休園等により1度も出席しなかった月がある児童であっても、当該児童について当該期間中に公定価格が支給されている場合は、対象としていただいで構いません。

(6) アレルギー児対応

毎月初日の対象利用児童数などに基づき算定される加算ですが、臨時休園等により1度も出席しなかった月がある児童であっても、当該児童について当該期間中に公定価格が支給されている場合は、対象としていただいで構いません。ただし、新たに対応が必要となる診断書が提出された児童に

については、除去・代替を始めた月から対象となります。

(7) 育児困難家庭への支援、外国人児童受入れ

各加算項目等説明資料どおりの取扱いであり、特別な取扱いはございませんが、臨時休園等により1度も出席しなかった月がある児童であっても、各加算項目等説明資料のQ&Aにあるような支援等を行っていただければ算定は可能です。

(8) 小中高生の育児体験受入れ

各加算項目等説明資料に記載している通常の「小中高生育児体験の受入れ」に加えて、オンラインによる実施、もしくは、近隣公園など施設敷地外での実施の場合も、実施日数を加算対象といたします。また、学校からの依頼によらない実施も認めます。以下に、具体的な内容を示します。

ア オンラインによる実施

以下の(ア)及び(イ)の条件を満たしていること。

(ア) ZoomなどWeb会議用のアプリケーションを用いて、保育士や在園児とのコミュニケーションを取り、体験的な要素を盛り込むことで、職場体験や育児体験として活用してもらうこと。

(イ) オンラインによる実施内容を、記録及び保管すること。

イ 施設敷地外での実施

以下の(ア)及び(イ)の条件を満たしていること。

(ア) 近隣公園など施設敷地外で、保育士や在園児とのコミュニケーションを取り、体験的な要素を盛り込むことで、職場体験や育児体験として活用してもらうこと。

(イ) 施設敷地外での実施内容を、記録及び保管すること。

ウ 学校からの依頼によらない実施

以下の(ア)及び(イ)の条件を満たしていること。なお、この場合もオンラインによる実施、もしくは、施設敷地外での実施を加算対象といたします。

(ア) 学校からの依頼によらず、育児体験を企画し、小中高生を募集すること。(この場合、学校からの依頼文は不要。)

(イ) 募集内容や当日の実施内容を、記録及び保管すること。

(9) 保育所体験

各加算項目等説明資料に記載している通常の「保育所体験」に加えて、オンラインによる実施、もしくは、近隣公園など施設敷地外での実施の場合も、実施回数及び参加人数を加算対象といたします。以下に、具体的な内容を示します。

ア オンラインによる実施

以下の（ア）から（ウ）までの条件を満たしていること。

（ア）「地域の子育て家庭」が利用していること。

（イ）Zoom など Web 会議用のアプリケーションを用いて、保育士や在園児とのコミュニケーションを取り、体験的な要素を盛り込むことで、保育所の生活を体験してもらうこと。

（ウ）オンラインによる実施内容を、記録及び保管すること。

イ 施設敷地外での実施

以下の（ア）から（ウ）までの条件を満たしていること。

（ア）「地域の子育て家庭」が利用していること。

（イ）近隣公園など施設敷地外で、保育士や在園児とのコミュニケーションを取り、体験的な要素を盛り込むことで、保育所の生活を体験してもらうこと。

（ウ）施設敷地外での実施内容を、記録及び保管すること。

(10) 出産を迎える親の体験学習

各加算項目等説明資料に記載している通常の「出産を迎える親の体験学習」に加えて、オンラインによる実施、もしくは、近隣公園など施設敷地外での実施の場合も、実施回数及び参加人数を加算対象といたします。以下に、具体的な内容を示します。

ア オンラインによる実施

以下の（ア）から（ウ）までの条件を満たしていること。

（ア）「地域の子育て家庭」（出産前後の親）が利用していること。

（イ）Zoom など Web 会議用のアプリケーションを用いて、0 歳児の保育の様子や関わり方を説明し、コミュニケーションを取り、体験的な要素を盛り込むことで、体験学習を行うこと。加えて、その際に「地域の子育て家庭」からの質問や相談に応じること。

（ウ）オンラインによる実施内容を、記録及び保管すること。

イ 施設敷地外での実施

以下の（ア）から（ウ）までの条件を満たしていること。

（ア）「地域の子育て家庭」（出産前後の親）が利用していること。

（イ）近隣公園など施設敷地外で、0 歳児の保育の様子や関わり方を説明し、コミュニケーションを取り、体験的な要素を盛り込むことで、体験学習を行うこと。加えて、その際に「地域の子育て家庭」からの質問や相談に応じること。

（ウ）施設敷地外での実施内容を、記録及び保管すること。

(11) 年末年始保育、保育人材の確保・育成（保育拠点活動支援）、第三者評価受審費加算

各加算項目等説明資料どおりの取扱いといたします。

3 問い合わせ先

東京都福祉保健局少子社会対策部保育支援課保育助成担当 池田、中島、住田

電話番号：03-5320-7682

メールアドレス：careerup@section.metro.tokyo.jp

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う令和4年度東京都保育サービス推進事業補助金における延長保育事業の算定方法について

1 算定方法

延長保育事業の利用児童数に関わらず、利用者の居宅等において見守りや相談支援等のできる限りの支援の提供（以下「支援の提供」という。）を行ったと区市町村が認める場合、その期間を算定から除外することができる。

なお、一か月を通して算定から除外する期間となる場合、当該月を除いた年間の平均利用児童数（小数点以下四捨五入）を当該月の平均利用児童数とする。

2 各週の算定方法

(1) 延長保育事業を実施したが、支援の提供は行ってない週

延長保育事業を利用した児童数が、当該週の利用児童数となる。

延長保育事業の実施あり、できる限りの支援の提供なし

	日	月	火	水	木	金	土
利用児童数	3	2	1	3	1	2	2

⇒

一週間で最も多い日の利用児童数
3

通常時と同様、延長保育事業を利用した児童数が当該週の利用児童数となる。ただし、できる限りの支援の提供はないため、当該週を算定から除外することはできない。

(2) 延長保育事業を実施し、支援の提供を行った週

延長保育事業を利用した児童数が、当該週の利用児童数となる。ただし、支援の提供を行ったと区市町村が認める場合、当該週を算定から除外することもできる。

延長保育事業の実施あり、できる限りの支援の提供あり

	日	月	火	水	木	金	土
利用児童数	0	1	0	0	0	0	0

⇒

一週間で最も多い日の利用児童数
1

通常時と同様、延長保育事業を利用した児童数を当該週の利用児童数として算定することもできるが、平均児童数が少なくなってしまうような場合は、当該週を算定から除外することもできる。

(3) 延長保育事業を休業したが、支援の提供を行った週

支援の提供を行ったと区市町村が認める場合、当該週を算定から除外することができる。ただし、区市町村が認めない場合、当該週の利用児童数は「0人」となる。

延長保育事業の実施なし、できる限りの支援の提供あり

	日	月	火	水	木	金	土
利用児童数	0	0	0	0	0	0	0

⇒

一週間で最も多い日 の利用児童数
0

当該週を算定から除外することが可能。

(4) 延長保育事業を休業し、支援の提供も行っていない週

当該週の利用児童数は「0人」となる。

延長保育事業の実施なし、できる限りの支援の提供なし

	日	月	火	水	木	金	土
利用児童数	0	0	0	0	0	0	0

⇒

一週間で最も多い日 の利用児童数
0

できる限りの支援の提供を行っていないため、当該週を算定から除外することはできない。

3 具体例

(例1) 4月の一か月間延長保育事業を休業したが、支援の提供は行っていた場合

一か月を通して算定から除外する期間となるため、当該月を除いた年間の平均利用児童数（小数点以下四捨五入）を当該月の平均利用児童数とする。

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平均利用児童数	0	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3

① 4月を除外

↓

3

② 除外した4月以外の月（5月から3月）の平均を算出。今回の場合は、平均は3

③ ②で算出した数値を4月に適用

(例2) 各週で事業の実施状況が異なる場合

上記「2 各週の算定方法」を参考に各週を算定していく。

期間	一週間で最も多い日の利用児童数	事業の状況	算定方法
第1週	6人	延長保育事業の実施 <u>あり</u> 、 できる限りの支援の提供 <u>なし</u>	「6人」で算定する。
第2週	2人	延長保育事業の実施 <u>あり</u> 、 できる限りの支援の提供 <u>あり</u>	「2人」で算定する。ただし、支援の提供を行ったと区市町村が認める場合、算定から除外することもできる。
第3週	0人	延長保育事業の実施 <u>なし</u> 、 できる限りの支援の提供 <u>あり</u>	支援の提供を行ったと区市町村が認める場合、算定から除外することができる。 ※ ただし、区市町村が認めない場合、「0人」として算定する。
第4週	0人	延長保育事業の実施 <u>なし</u> 、 できる限りの支援の提供 <u>なし</u>	「0人」で算定する。



第2週及び第3週を算定から除外する場合、当該月の合計利用児童数は、6人（第1週）+ 0人（第4週）= 6人であり、当該月の延長保育事業実施期間は2週間（第1週と第4週）なので、当該月の平均利用児童数は、6人 ÷ 2週間 = 3人となる。

4 問合せ先

東京都福祉保健局少子社会対策部保育支援課保育助成担当 池田、中島、住田

電話番号：03-5320-7682

メールアドレス：careerup@section.metro.tokyo.jp